

農業の経営構造の変化等を踏まえた農業信用保証保険の対応の考え方について

I 対応の必要性

農業信用保証保険制度の創設当初と比べて、次のような情勢の変化があり、これに対応して農業信用保証保険制度の運営について、これまでとは異なる対応を考えなければならないのではないかと信用基金としての問題意識。

（農業の経営構造の変化）

●かつて小規模・均質な経営が大多数→経営の減少と大規模化が進み、融資、保証額も高額化

⇒従来の保証保険引受の前提が大きく変化してきている

（基金協会・信用基金の財務基盤の観点からの要請）

●従来、各基金協会が一者あたりの保証額の上限を設定していたため、信用基金の上限額設定は不要と判断

→一部経営の大規模化の中、協会理事会特認により高額の保証引受が発生

⇒このまま保証額の上限を何ら措置しないでいた場合、基金協会・信用基金の財務基盤に影響し、農業信用保証保険制度が不安定化するおそれ

（他の保証制度の動き）

●中小企業向けの保証制度等他の制度では、保証先の経営・財務状況などの信用リスクに応じて、保証料率や金融機関との間のリスク分担のあり方など引受条件を柔軟に調整する取組を導入

⇒農業信用保証保険制度でも対応の必要性

（主務省からの農業信用保証保険制度の運営に対する要請）

●第4期中期目標では、信用リスクに応じた保証・保険料率の導入検討が課題とされたが、主務省から要請される制度の安定的継続的運営のためには、農業信用保証保険制度においても、幅広く、保証・保険の引受のあり方について、経営・財務状況に応じた引受条件の多様化を検討していくことが求められているところ

II 具体的対応の方向

以上のような問題意識に基づき、基金が引受審査を行う大口の事前協議案件に限定した引受条件の設定について、金融調整課及び畜産局企画課（畜産関係の資金の担当）とも相談した上で、6月16日の全国常務者会議以降、信用基金の具体的な考え方を以下のラインで説明。

(1) 現在の制度は、一部の資金を除いて、経営・財務状況にかかわらず、同一資金については保証料率等同一条件とすることを基本に制度運用が行われているが、今後は、少なくとも基金が保険引受の判断を行う大口の案件については、経営・

財務状況に応じて保証・保険引受の可否の判断及び条件設定を行うことを、強く意識して制度運用を図っていく必要があるのではないか。

- (2) すでに畜産経営体質強化支援資金については、3月の全国常務者会議の際に、経営状況について、①担保徴求の状況に応じた判断、②部分保証の導入に応じた判断を行うことを検討していくこと等を伝えていたところ。

(1)を踏まえれば、畜産経営体質強化支援資金以外についても、客観的指標に応じて、引受条件を設定（多様化）することが考えられるのではないか。

- (3) 具体的な指標に応じたランク及び引受条件は、例として示せば、次のとおり。

(ランク及び引受条件（例）)

	A	B	C	D
売上高借入金比率	100%未満	200%未満	300%未満	300%以上
自己資本比率	20%以上	10%以上	0%以上	マイナス
経常利益（過去3年）	3期黒字	赤字の期あり 平均黒字	赤字の期あり 平均赤字	3期赤字
実質キャッシュフロー倍率	10倍未満	20倍未満	30倍未満	30倍以上 又はマイナス
限度額	10億円	8億円	6億円	4億円
保証割合	100%	100%	80%以内	70%以内
譲渡担保設定の要否	不要	不要	要	要

- (4) 今後、基金が審査する大口事前協議案件について、こうした考え方で対応していくことにつき、単に基金の内規にとどめるのではなく、協会の理解も得ながら進めていくことが必要かつ重要ではないかとの考え。

協会の正しい理解を得るため、上表のランク・引受条件については、

- ① 新規案件に適用されるルールであり、
 - ② ランクを適用した場合に限度額を超過する先についても、いきなり全ての新たな引受を停止することや、
 - ③ 既存の保証残高を即座に圧縮すること、を求めるのではないこと、
 - ④ たとえ、限度額をオーバーしている先についても、追加保証引受の可否の判断等は、今後の保証残高の見込みなどについて、経営体、融資先と基金協会とで協議した上で個別に判断していくことになること、
- などを繰り返し説明しつつ、ランク及び引受条件の例を提示したところ。

Ⅲ 現在の調整状況及び今後の進め方

Ⅱの説明をした上で、既往の保証保険引受案件のうち新たな引き受け条件では、引受の条件をはみ出してしまうものを抱えている協会と個別に意見交換を実施。また、それ以外の協会に対しても意見募集を実施。

各協会からは、引受条件の設定（多様化）を行うことそのものについては、ほとんどの協会の理解が得られたが、経営判断の指標と基準、ランク付けと引受条件等については、各協会からさまざまな意見があった。

（具体的意見内容）

- ・ 1つでも低いランクの指標があった時に、その1番低いランクに区分されてしまうことは厳しい
（債務超過か否か、経常収支率が100を越えているか、について重視するのは理解できるが、それ以外の指標は総合的に判断してランク区分をするので良いのではないか）
- ・ 農業経営においては、自己資本比率はおしなべて低いので、ランク判断についても、債務超過か否かで判断する程度ではないか
- ・ 経常利益について、直近年度を重視すべき、あるいは単年度の数値だけで見ないようにしてもらいたい
- ・ 保証割合の導入については厳しい、
- ・ 引受条件に合わない場合でも例外的に個別で協議できるようにしてもらいたいなど。

今後は、

- ① 各協会からの意見を踏まえて、再度案を整理し、提示。
- ② 再整理案に基づき、希望する協会と意見交換を行った上で、
- ③ 今年12月の常勤役職員会議の際に、基準案を示し、
- ④ 来年4月から試行する方向。
- ⑤ 試行の状況を踏まえ、令和5年4月から本格導入を目指す。